

●田川市議会基本条例（解説）

目次

前文

第1章 総則（第1条－第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条－第6条）

第3章 市民と議会の関係（第7条－第8条）

第4章 議会と執行機関の関係（第9条－第12条）

第5章 議員間の自由討議（第13条－第14条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条－第18条）

第7章 議員の身分及び待遇（第19条－第20条）

第8章 補則（第21条－第22条）

附則

（前文）

田川市議会（以下「議会」という。）は昭和18年11月3日の市制施行以来、田川市民（以下「市民」という。）を代表する唯一の議事機関として、産炭地の隆盛を支え、そして閉山後の地域の変動に真摯に対応してきた。また、市民の信頼に応えるべく、政治倫理の確立及び透明性の確保にも取り組んできた。

平成12年にいわゆる地方分権一括法が施行され、地方分権の流れは確実に自治体に押し寄せている。その中において自治体は「市民に最も近い政府」であり、このことは執行機関の権限拡大だけでなく、議事機関としての議会の役割もまた拡大することを意味する。議会と市長が二元代表制の下で、善政を競い合う健全な緊張関係によってこそ、田川市の意思決定を最良のものとする責務を果たすことができる。

よって議会には、これまでの取り組みをさらに進め、執行機関の監視及び評価、議会での自由な討議、政策立案及び提言の強化が求められている。また議会は多様な民意の的確な把握とともに、市民への説明責任と対話を重ねることで、市民からの負託と信頼に応えなければならない。

議会はその理念と条例に定めた事項の具現化のために、不断の努力で取り組むことを誓い、この条例を制定する。

【解説】

前文では、自治体及び議会を取り巻く時代背景と、議会に求められる役割に言及しながら、田川市議会基本条例の制定趣旨と理念の実現に向けた決意を明文化しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会と市長の二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に的確に応え、もって豊かな市民生活の実現と市政の発展に資することを目的とする。

【解説】

この条例の目的を、豊かな市民生活の実現と市政の発展に資することとし、その実現に向けて、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項を定めることを明文化しています。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

【解説】

本条は、田川市議会における最高規範であることを定め、議員がこの条例を再認識するため、条例に関する研修を義務付けています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議決責任を深く認識し、市民に対して積極的な情報公開に取り組むとともに、説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の多様な意見を把握し、独自の政策立案及び政策提言に取り組むこと。
- (4) 市民の負託に応え、開かれた議会を実現するため、継続的に議会改革を推進していくこと。
- (5) 市民が議会に関心が持てるよう、市民にとってわかりやすい議会運営を行うよう努めること。
- (6) 専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めること。

【解説】

本条は、議会が活動を行うにあたっての6つの原則を定めています。

- (1) 市民に対する公正性、透明性及び信頼性を重視して、市民に開かれた議会を目指すよう定めています。
- (2) 議決責任を深く認識した上で、市民に対する情報の公開及び提供を積極的に行うとともに、説明責任を果たすことを定めています。
- (3) 市政全般にわたる市民の多様な意見の把握に努め、積極的に政策立案・提言に努めることを定めています。
- (4) 議会が市民の代表機関であること自覚し、市民に開かれた議会を目指すことを定めています。
- (5) 市民が親しみやすく、関心が持てるよう、市民に分かりやすい言葉や表現等を用いた議会運営に努めるよう定めています。
- (6) 地方自治法第100条の2の規定に基づき、専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等に依頼し、その専門的な識見を活用することによって、議会における討議に反映させるよう努めることを定めています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自らの資質の向上に努めること。
- (2) 議員相互の言論を尊重するとともに、自由な討議を推進し、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするよう努めること。
- (3) 議会の構成員として、個別的事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

【解説】

本条は、議会が活動を行うにあたっての3つの原則を定めています。

- (1) 市政の課題全般にわたって、市民の意見を的確に把握するとともに、研修の充実強化等により、自らの資質の向上に努めることを定めています。
- (2) 言論は議会制度の重要な要素であることを自覚するとともに、市民に対して市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、議員間の自由討議に努めることを定めています。
- (3) 議会を構成する一員として、地域等の個別の課題を解決するだけでなく、市民全体の福祉の向上を目指すことを定めています。

(議長・副議長の選出)

第5条 議長・副議長の選出に当たり、その職を志願する者は、あらかじめ議会事務局に届け出ることができる。

2 議会は、議長に選出された者に対し、議会活動の方向性を明確にするため、所信表明の場を設けることができる。

【解説】

本条は、議長・副議長の選出に当たり、それぞれの職を志願する議員は、あらかじめ議会事務局に届け出ることができることを定めています。

また、議会活動の方向性を明確にするため、議長に選ばれた議員が所信を表明する機会を設けることができることを定めています。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

本条は、合議機関である議会において、議員は会派という議員集団を結成して活動できることを定め、会派は、政策を中心に同一の理念を持つ議員によって構成することを定めています。

また、各会派は、議会運営や政策立案等に関して、必要に応じて協議等を行い、会派間での合意形成に努めることを定めています。

第3章 市民と議会の関係

(市民と議会の関係)

第7条 議会の会議は、原則公開とする。

2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）においては、公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて提案者の意見聴取を行う機会を設けることができる。

- 4 議会は、議案に対する議員の賛否等を議会広報等で公表する等、情報提供に努めるものとする。
- 5 議会は、委員会審査においては、資料等を積極的に公開する等、市民に対して分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。
- 6 議会は、あらゆる情報伝達手段を使って、議案審査等の委員会活動について、市民に周知するよう努めるものとする。

【解説】

本条は、本会議、委員会を原則として公開で行うことを定めています。

- 2 各委員会を運営するにあたって、地方自治法第 109 条、法第 109 条の 2 および法第 110 条に規定されている公聴会制度や参考人制度を十分に活用することにより、市民の専門的識見等を聴取し、議会において重要な議案等を審議する際の討議に反映させるよう努めることを定めています。
- 3 請願及び陳情の審議において、必要に応じて提案者の意見聴取を行う機会を設け、率直な願意の把握等に努めることを定めています。
- 4 議会広報等を通して、議案に対する各議員の賛否等を公表するなど、情報提供に努めることを定めています。
- 5 委員会の審査に当たっては、透明性を心がけ、市民に分かりやすい審査に努めることを定めています。
- 6 市民に開かれた議会を目指すため、委員会における議案の審査状況及び議員の活動状況について、あらゆる情報伝達手段を活用しながら市民への周知に努めることを定めています。

(議会報告会)

第 8 条 議会は、市政の課題全般に柔軟に対処するため、議員及び市民が自由に情報、意見を交換する議会報告会を年 1 回以上開催するものとする。

【解説】

本条は、市政の課題全般について、市民と情報や意見の交換を行う場の 1 つとして、年に 1 回以上、議会報告会を行うことを定めています。議会報告会は、議員個人や会派としての見解を述べる場ではなく、議会全体として、審議の内容や過程等を説明するとともに、市民からの意見等を聴取し、市政に反映させることを目的とします。

第4章 議会と執行機関の関係

(議員と市長等執行機関の関係)

第9条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）

は、次の各号に掲げるところにより、健全な緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 本会議における一般質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- (2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員から質疑及び質問を受けたときは、その論点を整理するため、議長又は当該委員会の委員長の許可を得て、当該議員に対し、答弁に必要な範囲内で反問することができる。

【解説】

本条は、議会での審議における議員と市長等執行機関との健全な緊張関係の保持について定めています。

- (1) 議員から市長等に対する一般質問は、市政の課題に関する論点や争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができることを定めています。
- (2) 議員から質疑及び質問を受けた市長等は、的確に答弁するため、議長または当該委員会の委員長の許可を得て、その論点を整理するため、質問をした議員に対して逆に質問ができる、いわゆる「反問権」について定めています。

(議会審議における論点情報の形成)

第10条 議会は、提案される重要な政策、施策又は計画等（以下「政策等」という。）

について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯及び理由
 - (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - (3) 市民参加の実施の有無とその内容
 - (4) 関係法令、基本構想及び基本計画との整合性
 - (5) 政策等の実施に要する経費（将来にわたる負担を含む。）及びその財源等
- 2 議会は、提案される予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、政策説明資料を作成するよう求めることができる。

【解説】

議会は、議会に提案される重要な政策等について、政策水準を高めるような議論が行われるよう、その提案者に対して、(1)から(5)までの各号に関する情報を提供するよう求

めることを定めています。

また、議会に提案される予算案や決算の審議を行うに当たって、前項の規定に準じて、提案者に対し、施策別又は事業別の説明資料を作成するよう求めることができることを定めています。

(執行機関の監視及び評価)

第11条 議会は、執行機関の事務の執行が、適正かつ公平、効率的に行われているかどうかを常に監視し、及び評価するとともに、必要に応じ市長等に対し適正な措置を講じることを促し、又は代案を提案するものとする。

2 議長は、前項の代案を提案するため、必要な資料の提出、意見の提供及び説明等について、市長等に協力を求めることができる。

3 議長は、市長等が本会議又は委員会において答弁した内容の経過について、文書により報告を求めることができる。

【解説】

本条は、議会は議決権を担い、執行は市長等の執行機関が担っていることから、議決等の執行状況を常に監視及び評価し、必要に応じて市長等に対して適正な措置を講じるよう要望するとともに、代案を提案することを定めています。

2 議会と執行機関では、情報資料に関して対等でないことから、前項の代案を提案するために必要な情報資料の提供について、市長等に協力を求めることができることを定めています。

3 議会は、市長等が本会議又は委員会において答弁した内容に関して、その後の経過及び結果等について文書により報告を求めることができることを定めています。

(市政に係る重要な計画の議決等)

第12条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、基本構想及び基本計画を議会の議決を経て定めるものとする。

【解説】

市長は、本市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために、議会の議決を経て基本構想及び基本計画を定めることを規定しています。

第5章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第13条 議会は、議会の機能を発揮するため、議員相互間で自由討議を行うことができる。

【解説】

議案の審議等をする場合には、市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、必要に応じて議員間において自由な討議を行うことができることを定めています。

※ (質疑⇒討議⇒討論⇒採決)

(政策協議会)

第14条 議会は、市政に関する重要な政策、課題等について、共通認識を醸成するため、政策協議会を開催し、自由討議を行うことができる。

【解説】

市政に関する重要な政策及び課題等について、議員間の共通認識を深めるため、必要に応じて政策協議会を開催し、議員間で自由な討議ができることを定めています。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議員の政策立案能力をはじめとする資質向上のため、議員研修を充実強化するよう努めることを定めています。

(議会事務局)

第16条 議会は、議員の政策提言及び政策立案能力を向上させ、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の組織体制の整備を図るため、必要に応じて市長と協議するものとする。

【解説】

議員の資質の向上等と円滑な議会運営に資するため、議会事務局の調査機能や法務機能の充実強化と組織体制の整備を図るよう努めることを定めています。

また、議長は、議会事務局の組織体制の整備を図るため、必要に応じて市長と協議することを定めています。

(広報機能の充実)

第17条 議会は、広報紙等を利用して、議会の活動について、市民に対し、わかりやすく周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、より多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動等に努めるものとする。

3 議会は、広報機能充実のため、広報委員会を設置する。

【解説】

広報紙等を利用することにより、議会の活動に関する情報を市民にわかりやすく周知するよう努めることを定めています。

2 情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を活用することにより、さらに多くの市民が議会や市政に対して関心を持つよう広報活動に努めることを定めています

3 「議会のお知らせ」をはじめ、議会としての広報機能を充実させるため、広報委員会を設置することを定めています。

(附属機関の設置)

第18条 議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができる。

【解説】

市政全般について、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときには、別に条例で定めるところによって、附属機関を設置することができることを定めています。

第7章 議員の身分及び待遇

(議員定数)

第19条 議員の定数は、田川市議会議員定数条例（昭和38年条例第2号。次項において「議員定数条例」という。）に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員定数条例の改正議案を提出しようとするときは、議員定数の基準等明確な改正理由を付して提出するものとする。

【解説】

議員の定数は、別に田川市議会議員定数条例（昭和38年条例第2号）で定めることとされています。

委員会又は議員が、地方自治法第109条第7項又は第112条第1項の規定に基づき、議員定数条例の改正議案を提出しようとする場合、市民への説明責任を果たすために、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して提出するよう定めています。

(議員報酬)

第20条 議員の議員報酬は、田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号。次項において「議員報酬等条例」という。）に定めるところによる。

2 委員会又は議員は、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。

【解説】

議員報酬は、別に田川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）で定めることとしています。

委員会又は議員が、地方自治法第109条第7項又は第112条第1項の規定に基づき、議員報酬等条例の改正議案を提出しようとする場合、市民への説明責任を果たすために、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して提出するよう定めています。

第8章 補則

(見直し手続き)

第21条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

【解説】

4年ごとに執行される一般選挙後、任期開始後速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討することを定めています。また、検討の結果、必要に応じて条例改正等の適切な措置を講じることを定めています。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

【解説】

この条例に定めるもの以外に必要な事項については、別の条例、規則、規程等で定めることを明記しています。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

【解説】

この条例は、平成23年4月1日から施行されることを定めています。